

特に、使用者たる消防長及び消防署長は、法律上、職員の生命、健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)を負うものであって、安全管理に関する規程やマニュアルを作成し、業務管理を行うことが求められている。

安全管理のノウハウは、様々あるが、まずは消防長及び消防署長がその意義をよく理解し、実践を徹底する姿勢を示すことが肝要である。

その基本原則は、災害現場、訓練現場に係わらず隊員の行動が危険と感じたときは、指揮者等は間髪を入れずに「言うべき事は言い、なすべき事はなす」ことである。

その時、階級や年齢等による躊躇が生じないように、この基本原則を貫ける職場環境の構築が必要である。組織として安全管理体制を整備し、且つ、指揮者が自らの責任を十分に果たし、その結果、到達目標であるところの、職員一人ひとりに「自分の命は、自分が守る」という意識が浸透するには、かなりの時間が必要と考えられるが、組織管理者の強固な意志と姿勢を示し続けることが最も重要である。

3 現場における安全管理のための指揮者の心構え

現場において、部下の安全を確保することは、指揮者の最も重要な任務であり、指揮者は、隊員の活動の安全について極めて高い責任を負うものである。

指揮者は、下命に際し常に危険性に配慮するとともに部下の活動環境を把握して、危険性の事前排除に努めなければならない。

現場は常に物理的に不安定な状態にあり、消防活動によって新たな危険性が発生する。現場には安全の保証は皆無である。無事故は決して偶然の所産ではなく、指揮者の苦心の創作であることを知ることが重要である。

こうしたことから、以下のような事項を基本として、各消防本部において指揮者の心構えについて、定めることが重要である。

(1) 安全管理の徹底

安全管理の徹底

指揮者は常に各隊の安全確保を重要視し、安全基準違反は絶対に認めないという確固たる姿勢を持ち続けなくてはならない。

教育訓練

人命救助を行うためには「少し位の危険を冒すことはやむを得ない」といった意識が生じないように、指揮者は「自己の安全を確保してはじめて消防活動や人命救助を行うことができる。」という意識を部下に持ち続けさせなくてはならない。また、活動訓練においても、慣れやマンネリを除去し、常に消防活動には危険が伴うことを認識できるように訓練内容を工夫しなければならない。

事前命令

消防活動においては、常に指揮者が最先着するわけではない。その場合においても、隊の安全が常に図られるよう、安全管理に関する事前命令(ルール of 徹底)により隊

員の意識を統一しておく必要があり、その命令に基づいた行動が常にとられるように部下を演練しておかなければならない。

(2) 現場における心構え

部下の掌握

指揮は部下を完全に掌握することから始まる。指揮者は、随時報告を求めて部下の位置、活動状況を確認し、その掌握に努めなければならない。

状況判断

指揮者は、積極的に情報を収集して、災害の状況及び各隊の現況を総合的に把握し、大局を洞察して、とるべき方策、決断の時機等を絶えず冷静周到に判断しなければならない。

決心

指揮者は、状況判断に基づき、時機を逸せず明確に部隊の活動方針を決定しなければならない。

また、状況が変化した場合は、遅滞なく事態に対応しなければならない。

命令

下命に際しては、その意図を明らかにするとともに、受命者の任務を明確に示さなければならない。かつ、強固な意志をもって意図の実現を期さなければならない。

臨機の指揮

指揮は、災害の態様に適応しなければならない。

指揮者は、いたずらに原則又は基本に拘でいせず、英知と柔軟な思索により、状況にもっとも適合する手段を選択しなければならない。